

消費税の個別相談日開催について（ご案内）

日 時 : ① 令和3年10月27日(水)

② 令和3年11月 4日(木)

③ 令和3年11月26日(金)

それぞれ 午前 9時30分 ~ 11時30分

午後13時00分 ~ 16時00分

※ 事前にお電話(089-941-7711)にてご予約のうえ、ご来所ください。(完全予約制となりますのでご注意ください)

場 所 : 松山市総合コミュニティセンター 2階第8・第9会議室
(松山市湊町7丁目5番地)

相談内容 : 消費税の軽減税率制度・区分記帳への対応
消費税インボイス制度への対応
消費税の届出選択の検討や、届出書記入の説明

持 参 物 : 令和元年・令和2年決算書控、消費税申告書控、設備投資予定等
印鑑(各種届出が必要な方)

主 催 : 愛媛中小企業指導センター・松山税務署

相 談 : 四国税理士会松山支部所属 税理士

《新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのご協力のお願い》

ご参加の際は、マスク着用でお願いします。また、「37.5度以上熱のある方」「風邪の症状のある方」「体調不良の方」「過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある方」は出席を見合わせていただきますよう、お願いいたします。

会場の「松山市総合コミュニティセンター」の有料駐車場は台数に限りがございますので、会場にお越しの際は、公共の交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

◎消費税課税事業者の皆様へ

- ① 令和2年分の課税売上高（事業用資産の売却を含む）が、1千万円を超えた場合には、令和4年は「消費税課税事業者」となります。
 - ② 令和2年分の課税売上高が1千万円以下になった場合には、令和4年は「消費税免税事業者」となります。
- 新規に「消費税課税事業者」又は「消費税免税事業者」となる場合には届出が必要です。

【お問い合わせ先】

愛媛中小企業指導センター

担当：高橋・高市

TEL 089-941-7711

FAX 089-947-4251

E-mail aioiro@csc-ehime.jp